令和３年度
磯子区地域の居場所づくり
支援補助金

募集開始

申請期間　~~令和３年２月12日（金）～３月11日（木）~~

申請期間終了後も随時申請を受け付けておりますが、予算に限りがございます。
予算額が上限に達した場合、受付を終了することがありますのでご了承ください。

磯子区内で**空き家や空き店舗、住居の空き部屋等を活用した地域交流の場である居場所づくり**を進める団体に対して、**施設改修や活動のための補助金を交付**し支援を行います。

磯子区地域の居場所づくり支援補助金概要

● 補助対象経費・補助期間

（１）新規に居場所を開設し、事業を始めるとき　**最大3年**

ア　施設の改修等に伴う、設計・改装・修繕その他の工事経費

イ　事業活動の実施に伴う経費

消耗品費、印刷費、通信運搬費、交通費、材料費、報償費、保険料、使用料及び賃借料、備品費、食糧費(補助対象経費と認められる額の10分の1以内)、燃料費、委託料、その他

ウ　事業活動の実施を前提とする予備調査等の経費(簡易耐震診断に係る経費)**（１回）**

（２）既存の居場所で事業を行うとき　**1年**

ア　利用者の安全性や利便性を確保するために必要な改修等に係る経費　等

● 補助上限額

	区分	１年目（補助率）	２・３年目（補助率）
①	新たに居場所を開設し、事業を始めるとき	ア　改修等に伴う経費 上限150万円（３/４） イ　事業活動に伴う経費 上限50万円（９/10）	事業活動に伴う経費 上限50万円（９/10）
②	①による事業開始のための予備調査等を行うとき	①の活動実施を前提とする予備調査等の経費 上限10万円（９/10）	―
③	既存の居場所で事業を行うとき	改修等に伴う経費 上限30万円（９/10）	―

※同一年度に区分①のア・イに係る経費への補助を申請した場合、補助上限額は併せて150万円となります。
※予算の限度内で先着順にて受付を行います。

裏面あり

● 補助対象事業者

区民(在住・在勤・在学)を含む複数人で組織され、継続的に取組みを行っている団体で、次の要件を満たす必要があります。

- ✓ 地域の活性化を目的としていること
- ✓ 空き家・空き店舗・住居の空き部屋等を活用すること
- ✓ 空き店舗の活用については、商店街の了解を得ること
- ✓ 関係法令を順守できること
- ✓ 近隣とのトラブルは、自らの責任において解決が図れること
- ✓ 子どもの居場所づくりについては、保護者、学校、関係機関等とのかかわりあいが図れること

● 補助対象事業

区内の空き家・空き店舗・住居の空き部屋等を活用したコミュニティサロン等の交流事業、 居場所事業等の地域を活性化する事業等。

また、居場所となる施設について、本市で定める耐震基準に適合していること・施設の所有者から居場所づくり及び施設の改修等の同意が得られていることが必要です。

ただし次に該当するものは対象外です。

× 対象とならない事業

営利目的又は特定の個人や団体のみが利益を受ける事業、政治活動又は宗教活動を目的とした事業、

同一の事業で横浜市又は横浜市社会福祉協議会若しくは磯子区社会福祉協議会から補助を受けている事業

✿ 補助金の申請について ✿

● **申請期間** ~~令和３年２月12日（金）から３月11日（木）まで~~

申請期間以降も随時申請を受け付けておりますが、予算に限りがございます。
予算額が上限に達した場合、受付を終了することがありますのでご了承ください。

● **申請方法** 申請書類を提出される場合は、**事前に御連絡ください。**事業内容等についてお伺いします。なお、申請書類は**区役所６階地域振興課（61番窓口）**までご持参ください。

● **申請書類** ①補助金交付申請書、②事業計画書、③収支予算書、④規約・定款その他これらに関する書類、⑤会員名簿又は役員名簿

①～③は所定の様式があります。当窓口で配付のほか、区ホームページからもダウンロードできます。

● **申請スケジュール**

~~2/12～3/11~~ **申請期間** ・申請書類を提出される場合は**事前に御連絡下さい。** ・事業内容について伺います。	**区役所にて審査**	**交付決定、事業開始**	**令和４年 ３月下旬～４月初旬 事業実績報告書の提出**

✿ 申請書類の書き方など、補助金に関するご相談を随時受け付けています。お気軽にご相談ください！

お問合せ先　磯子区役所地域振興課地域力推進担当（6階61番窓口）
電話　７５０－２３９８　FAX　７５０－２５３４
メール　is-chiikiryoku@city.yokohama.jp

磯子区地域の居場所づくり支援補助金についての情報は、区役所ホームページへも掲載しています。
申請に必要な書類は窓口での配布のほか、こちらからもダウンロードいただけます。
https://www.city.yokohama.lg.jp/isogo/kurashi/kyodo_manabi/kyodo_shien/chiikinoibashohojyo/